

高知県公立大学法人中期計画

目次

- 第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織
- 第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに該当状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
- 第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置
- 第7 その他記載事項

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成23年4月1日から平成29年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

- (1) 中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
高知県立大学	生活科学部（注） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科
高知工科大学	システム工学群 環境理工学群 情報学群 経済・マネジメント学群 工学部（注） マネジメント学部（注） 工学研究科

高知短期大学	社会科学科第二部 応用社会科学専攻第二部
--------	-------------------------

注 高知県立大学生活科学部は平成 22 年度に、高知工科大学工学部は平成 21 年度に、高知工科大学マネジメント学部は平成 27 年度に学生の募集を停止しており、それぞれの在学生の卒業後に廃止する。

(2) 高知県立大学及び高知短期大学については、平成 26 年度以降において、(1) の教育研究上の基本組織について、次のとおり見直しを行う。

ア 看護学研究科は、平成 26 年度から看護学専攻（博士後期課程）と共同災害看護学専攻（博士課程）を設置し、専攻分野における教育研究を充実する。

人間生活学研究科は、平成 26 年度から人間生活学専攻（博士後期課程）を設置し、専攻分野における教育研究を充実する。

健康生活科学研究科は、平成 26 年度から学生募集を停止したうえで、在学生の修了をもって廃止する。

イ 高知県立大学は、社会人教育等を充実させるとともに、平成 27 年度からは、文化学部の教育領域と定員を拡大したうえで、夜間主コースを設置し、働きながら学ぶこともできる教育研究体制を整備する。

ウ 高知短期大学については、働きながら学ぶことができる機能及び社会人教育の機能を高知県立大学等に引き継ぐことで発展的に解消することとし、平成 27 年度からの学生募集を停止したうえで、在学生の卒業・修了をもって廃止する。

第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

I 高知県立大学及び高知短期大学

1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 育成する人材

(ア) 高知県立大学

a 学士課程

① 学部教育にあつては、豊かな教養と専門的知識と、学士力をそなえた人材を育成するために、教養教育の体制を整え充実させる。

② 各学部はそれぞれの教育目標に記載した能力を有する人材を養成するよう教育環境を充実し、定期的カリキュラム評価を行い、改善する。

b 大学院課程

各研究科の理念に記載した人材を養成するために、各専門分野において、地域社会の問題をはじめ、国内外の諸課題を解決できる能力を養う教授研究を行う。

(イ) 高知短期大学

短期大学士にふさわしい教養と専門的能力を育成するために、教養教育と社会科学の専門教育の連携した教育を進めるとともに、実際生活に必要な能力及び地域の担い手としての意欲と能力を育成するためのカリキュラムを整備する。

イ 教育の成果の検証

- ① 学生による授業評価を活用し、教育成果を検証するとともに、教育の質の改善に役立てる。
- ② 各学部・学科・研究科において、目標とする“養成する人材”“学習成果の達成”がなされているかを定期的に調査し、教育の効果を検証する。
- ③ 卒業生・修了生による教育評価、就職先等による評価を求め、その結果を教育の改善に活用する。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 高知県立大学

(ア) 学士課程

- ① 地域教育研究センターの共通教育部会を中心に、教養教育において、大学教育において身につけておくべき基礎的な素養を体得するカリキュラムを編成する。
- ② 専門教育においては、学部ごとに、教育の目的・目標を達成できる体系的なカリキュラムを編成する。
- ③ 教養教育と専門教育の連携を図るカリキュラムを編成するために、課題を明確にし改善を行う。
- ④ 変化する社会からの要請や専門領域の新たな知見を分析し、教育内容を継続的に改善するとともに、生涯学び続ける姿勢をはぐくむ教育内容を整える。
- ⑤ 各学部とも、専門教育を通して地域の課題を取り上げ、問題を解決に至る方略を学ぶ教育内容を整える。

(イ) 大学院課程

- ① 大学院教育においては、各研究科で設置した教育の目的・目標を的確に達成できる体系的なカリキュラムの編成、大学院教育の内容等を整備する。
- ② 大学院にあつては、現象を理論的知識や研究成果を用いて分析する能力、研究的手法を用いて現象に接近する能力、最新の知識と技術を用いて現場の課題を解決できる実践的能力を養う教育内容を整える。

イ 高知短期大学

- ① 教養教育と社会科学の専門教育の連携を図り、教育目的を達成できる体系的なカリキュラムを編成する。
- ② 現実が提起する問題への深い関心と学習意欲を喚起しつつ、学習ニーズに

応えられるカリキュラムを整備する。

- ③ 多様な学歴、社会歴をもつ入学生に対応した導入教育を充実させるとともに、多様なニーズと進路希望を踏まえ、教育内容を充実させる。
- ④ 教育効果の向上を図るために、少人数教育を活かした取組みを進める。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 教員の配置

- ① 教育効果の向上を図るために、県立大学の各学部・研究科及び短期大学で教員組織、教育方法を見直すなど、全学において弾力的に行う。
- ② 学部間及び同一法人大学間の教育協力を拡充し、教員の相互交流を推進する。
- ③ 県や国及び先進的な研究機関・民間企業等から講師を招聘し、県や国等の施策や実務経験を具体的に紹介する講義等の充実を図る。

イ 教育環境の整備及び教育内容の改善

- ① 教育教材・視聴覚機器等の設備や学内教育情報システムの整備を計画的に進め、教育環境の充実を図る。
- ② 各大学・学部ごとにFD（ファカルティ・ディベロップメント）組織を設置し、教授方法の改善、公開授業などに努め、大学教員としてのキャリア発達を促進する。

(4) 学生支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習支援

- ① 学習用図書収集に努め、利用・閲覧環境を整備するとともに、電子媒体利用及び学術文献利用講習会を開催するなど図書館の文献検索支援サービス機能の強化を図る。
- ② 自習室の学習教材などの充実を図るなど学内施設・設備を学生が自主的に使用できるよう運用方法の改善に努める。
- ③ 障害者や留学生など多様な学習ニーズを有する学生への学習支援体制を強化する。
- ④ 学士課程においては、全学的な学年担当教員制度等を構築し、教員による学生の学習状態の把握と個別的な学習指導を充実させる。
- ⑤ 大学院課程においては担当指導教員を中心とした支援を行う体制や支援機能を充実させる。
- ⑥ 学生相互の学習支援体制を充実させる。

イ 生活支援

- ① 各キャンパスに健康管理センターを設置し、学生の心身の健康の保持・増

進を支援する体制を充実させる。

- ② 奨学金制度や授業料の減免制度、その他の支援を整備し、経済的な支援体制を整備する。
- ③ 学生の生活拠点である学生寮の整備・充実について、男子学生にも配慮するとともに、長期的な視点で検討する。
- ④ 大学院生に対しては、大学院設置基準 14 条特例による教育方法や長期履修制度の適用、奨学金制度の充実、教育的配慮のもとに、TA（ティーチング・アシスタント）制度の活用など、働きながら学べる環境整備を行い、経済的な支援に努める。

ウ 就職等支援

- ① 学生の進路希望・進路状況を的確に把握し、支援方策の立案・個別指導を行う。
- ② 就職に関する情報収集・情報提供、就職ガイダンスなどのサービスを地域教育研究センターのキャリア支援部会、ワクワクワークを通して一元的に提供するとともに、キャリアアドバイザーによる相談の充実を図る。
- ③ 県内産業界等と連携し、県内企業等の魅力を学生に情報提供・紹介し、県内就職率の向上に努める。

(5) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

ア 高知県立大学

- ① 多様な選抜方式に関する理念と受入れ方針等を開示するとともに、適合する学生の確保に努める。
- ② オープンキャンパス、出前講座等を充実させ、受験生をはじめ保護者、進路指導者等への積極的な広報を推進する。特に、県内高校主催の進学相談会に積極的に参加する等、県内高校との連携を継続して図る。

イ 高知短期大学

- ① 高知短期大学の特徴を踏まえた入学者受入れ方針に従い、一般・推薦・社会人などの多様な選抜方式を行う。

2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

ア 高知県立大学

- ① 看護、福祉、栄養、文化の4分野等を有する本学の特色を活かした学際的な研究や基礎的な研究を促進するために、組織的・戦略的な取組みを行う。
- ② 学内外の研究者と協働して、地域や産業の課題を解決に向けて、独創性及び新規性のある研究に取り組み、その成果を発信する。

- ③ 研究水準の向上を図るため、研究活動について、適切な自己点検・自己評価項目を作成するとともに相互評価制度の導入を検討する。

イ 高知短期大学

- ① 現代社会の諸課題に応える研究を推進するとともに、地域と連携した研究活動を推進し、成果を広く還元する。
- ② 研究水準の向上を図るため、研究活動について適切な自己点検・自己評価を行い改善につなげる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ① 大学の理念を実現するための重点研究の促進、若手研究者育成、学際的研究の促進のために、研究費などの資源を重点的な配分を行う。
- ② 大学の理念を実現するための重点研究の促進、若手研究者育成、学際的研究の促進のために、研究環境の整備に努める。
- ③ 学外研究者との共同研究を推進するため、客員教授や臨床教授等の制度を活用する。

3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

- ① 地域教育研究センターでは、大学における研究成果や知的財産を地域社会において活用するとともに、地域産業界との協働体制を構築する。
- ② 短期大学の地域連携センターでは、学内外の団体と連携し、地域のニーズに応えた公開講座などを実施する。
- ③ 健康長寿センターでは、県民自らが健康を守る方法を習得するために、専門職者に対して最新の知識・技術を発展させるために、県民対象の講習会、健康相談等を実施し、地域住民の健康づくりに寄与する。
- ④ 高知医療センターとの包括連携を強化し、地域住民の健康づくりと専門職者の力量アップに貢献し、協働して災害対策など県下の重要な課題に取り組む。
- ⑤ 地域に開かれた大学として、夜間や休日等、社会人を対象とする公開講座やリカレント教育を提供する。
- ⑥ 県内外の他大学及び関係機関等との教育・研究等に関して協力・連携を図る。

(2) 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置

- ① 県内の高校等と連携して、高校生の学習意欲の向上や進路選択に資する協力・連携を図る。

- ② 県内の大学等と連携して、教育・研究等に関して協力・連携を図る。

(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ① 留学生及び海外からの研究生・研修生を積極的に受け入れる。
- ② 国際協力機構等が行っている途上国への技術協力や連携事業、研修員受入れ等を支援する。
- ③ 姉妹校提携校の拡大等、学生が短期のみならず長期の海外派遣を推進するために、留学に関する教育指導や情報提供などの支援体制を充実させる。
- ④ 国際的研究や国際的な視点からの教育を促進するために、海外からの客員教授及び研究者の招聘を進める。

(4) 産学官民連携に関する目標を達成するための措置

高知県産学官民連携センターと連携し、大学の専門性を活かして地域の課題解決や地域活性化に取り組む。

II 高知工科大学

1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

- ① システム工学群、環境理工学群、情報学群の工学系3学群及び新たに経済分野を加え改組した経済・マネジメント学群において、単一の狭い専門分野だけでなく様々な関連領域を広く学ぶことのできる教育を提供する。
また、学生の学習意欲を増進させるため、教育プログラムを充実させる。
- ② グローバル人材育成を推進する。
- ③ 学士課程・修士課程一貫教育に則した、修士課程の教育プログラムを充実させる。
- ④ 博士後期課程の教育改革に取り組む。
- ⑤ 職業人としての基礎的な能力を獲得させるために、キャリア教育を行う。

(2) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

- ① FD活動を推進する。
- ② 社会の変化に対応した新たな教育・研究分野を検討し、導入する。
- ③ 入学者の大学教育への順調な接続を図るために、導入教育を充実させる。
- ④ キャンパス移転に伴い、円滑な教育が実施できるよう、両キャンパスの体制を整備する。

(3) 学生支援に関する目標を達成するための措置

- ① 支援が必要な学生の早期発見、早期対応ができる体制を構築する。
- ② 学生に対する就職支援とキャリア支援を行う。
- ③ 学業以外でも充実した学生生活を行うための学生生活支援を行う。
- ④ 学生を対象とした経済的支援制度の充実を図る。
- ⑤ 学生を対象とした県内産業界等との連携による取組みについて充実を図る。

(4) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

- ① 多様な学生の受入れを充実させる。
- ② 受験機会を拡大するために、多様な入学試験を実施する。
- ③ 大学院生及び留学生の増加を図るために、各種の措置を講ずる。
- ④ 高知県内高校からの入学を支援するために、奨学制度その他の措置を引き続き実施する。
- ⑤ 大学の特徴やアドミッションポリシーが広く社会に認知されるよう、広報手段を検討し、実施する。

2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

- ① 大学の知的資源の公開及び情報発信の促進を図る。
- ② 研究の多様性を高め、新たな研究領域を拓げるため、研究交流の促進を図る。
- ③ 国際的研究活動を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ① 研究力の向上に資するため、総合研究所のあり方を検討し、研究拠点体制を整備する。
- ② 重要な研究領域に対して、博士研究員や時限任用教員などの人員や研究費を重点的に配分する。
- ③ グローバル化に対応した環境づくりを進めるため、教員の海外派遣及び海外研究者の招聘を促進する。
- ④ 研究を継続的に発展させるために、研究費の獲得や研究の継続的实施を支援するための措置を講ずる。
- ⑤ 研究情報の取得を容易にするため、附属情報図書館を充実させる。
- ⑥ 永国寺キャンパスへの一部移転による香美キャンパスの研究環境を整備する。

3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 社会貢献活動に関する目標を達成するための措置

- ① 教員の研究内容、研究成果等に関する情報を公開し、共同研究・受託研究等の受入れを推進する。
- ② 大学施設を地域住民に解放する。
- ③ 地域の教育行政及び教育機関との連携の推進を図る。

(2) 社会貢献活動の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 地域との連携に向けて、ニーズの把握・発掘に努めるため、地域連携機構を中心とした体制を強化する。
- ② 地域連携に成果をあげた研究グループを支援する体制を整備する。
- ③ 大規模災害に備えて、地域との連携を強化し、大学の建物や情報通信設備等資源の有効活用や災害救援活動の協働体制の準備を進める。

(3) 産学官民連携に関する目標を達成するための措置

- ① 県の施策の方向性を踏まえた地域の活性化や振興のための活動を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 法人化のメリットを活かした効率的で適正な業務運営を図るために、理事会、経営審議会、教育研究審議会を設置して、経営と大学の教育研究を適切に分担させ、理事長及び学長が迅速に意思決定できる体制を整備する。
- ② 学外の有識者や専門家を理事及び経営審議会委員に登用することで、法人経営及び大学運営に外部の意見を反映させるとともに、学生や卒業生の意見を大学運営に活かす制度を整備する。
- ③ 各組織や所掌事務の見直しを行うなど、教員と一般職員が一体となって事業の企画、立案、執行に参加できるシステムを構築する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織のあり方について、課題を明確にするとともに組織的な見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ① 任期制等の多様な任用制度の検討を踏まえて、優秀な教員や一般職員を確保し、育成する仕組みを整備し、運用する。
- ② 職員の努力や成果を適正に評価するシステムを構築し、運用する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 効率的、効果的な事務処理ができるよう、事務組織及び業務分掌の見直しを行うとともに、業務支援システムの導入やネットワーク化を検討する。
- ② 一般職員の専門性を高めるため、法人独自の一般職員の採用、育成を計画的に行うとともに、業務の特殊性などに配慮しつつ、スタッフ・ディベロップメントを推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部資金その他自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 競争的資金の応募件数と採択率の向上を図るために、各種制度や申請手続きの周知を行うとともに、研究成果の概要及び成果について、学外への発信に努め、受託研究費や奨学寄附金の増額に努める。
- ② 外部資金の獲得に向けて、目標を設定し、採択件数の増加を目指す。

2 経費の効率的な執行に関する目標を達成するための措置

予算の執行に当たっては、職員一人ひとりが、コスト意識を持って、管理業務の効率化などの創意工夫を凝らし、重点的かつ効率的な運用に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 定期的に資産状況を点検し、適切に運用管理を行う体制を整備する。
- ② 資金の運用管理は、安全性、安定性に十分配慮し、適正かつ効果的な運用を図る。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検評価及び第三者評価に関する目標を達成するための措置

- ① 大学の基本理念と長期的目標を実現するため、自己点検・評価のための全学的組織を設置する。
- ② 大学の教育研究活動全般において、認証評価機関による評価を受け、結果を積極的に公開するとともに教育活動及び業務内容の改善を図る。

2 情報公開等に関する目標を達成するための措置

- ① 法人及び大学の教育研究活動や運営状況について、積極的な公開・提供ができるホームページ等情報発信の体制を整備する。
- ② 法人が保有する個人情報保護に関する体制を整備する。

第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

適切な維持管理のもと、施設整備を定期的に調査・点検し、教育研究環境の維持・向上に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ① 労働安全衛生法その他の関係法令等に基づく安全衛生管理体制を整備するとともに、災害や緊急時の危機管理体制を整備する。
- ② 学生の生活の安全確保並びに緊急時の的確な対応のために、学内の危機管理体制の充実・強化を図る。
- ③ 災害に関する拠点としての役割を担うため、災害に強い大学としての体制整備等を行う。

3 人権尊重と法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ① 各種ハラスメントをなくすための相談体制を整備するとともに、職員を対象に人権に関する研修会を開催し、人権尊重の意識向上を図る。
- ② 法人の社会的信頼性及び業務遂行の公正性を確保するための委員会を設置して、コンプライアンス推進体制を整備する。

4 環境保全等に関する目標を達成するための措置

- ① 法人の社会的責務として、環境に配慮した省資源、省エネルギー対策に努める。
- ② 環境保全や環境への負荷低減に貢献する教育研究の推進を支援する。

5 法人の在り方に関する目標を達成するための措置

- ① 社会の変化と県民ニーズに柔軟に対応できる大学運営を行うため、高知県とともに法人のあり方を検討する。
- ② 法人統合のメリットを活かすよう、システム統合や事務の効率化などの取組みを行う。

第7 その他記載事項

1 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画の変更

(1) 予算（平成23年度～平成28年度）

(単位：百万円)

区 分	金額
収入	23,946

運営費交付金	15,489
授業料及び入学検定料収入	7,282
受託研究等収入	540
施設整備費補助金	0
その他収入	635
支出	23,946
教育研究経費	5,541
一般管理費	2,397
施設整備費	0
人件費	15,468
受託研究等事業費	540
その他支出	0

【人件費の見積】

中期目標期間中総額15,468百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬並びに教職員給料諸手当、法定福利費及び退職手当に係るものである。

(2) 運営費交付金の算定ルール

各年度予算は平成27年4月1日付の法人と公立大学法人高知工科大学との合併及び永国寺キャンパスの整備計画等に基づき、公立大学法人としての運営を考慮し、積み上げたものとする。

各年度の運営費交付金額は、中期目標・計画を達成するために必要と考えられる標準的支出経費に各年度の特別要素を加算した支出合計額から、見込まれる標準的な収入を差し引いた額とする。

(3) 収支計画（平成23年度～平成28年度）

(単位：百万円)

区 分	金額
費用の部	24,284
教育研究経費	4,679
受託研究等経費	440
人件費	15,498
一般管理費	2,060
減価償却費	1,437

臨時損失	170
収益の部	24,284
運営費交付金収益	14,686
授業料等収益	7,043
受託研究等収益	440
資産見返物品受贈額戻入	1,358
資産見返運営費交付金等戻入	52
財務収益	0
雑益	535
臨時利益	170
純益	0

(注) 収支計画は、損益計算書の例によっているため、同計画の金額と予算及び資金計画の金額には相違があるものがある。

(4) 資金計画 (平成 23 年度～平成 28 年度)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	26,471
業務活動による支出	22,687
投資活動による支出	3,762
財務活動による支出	22
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	26,471
業務活動による収入	23,871
運営費交付金による収入	15,419
授業料等による収入	7,322
受託研究等による収入	500
その他収入	630
投資活動による収入	2,600
財務活動による収入	0

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額

10億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

適切な維持管理のもと、施設整備を定期的に調査・点検し、教育研究環境の維持・向上に努める。(再掲)

(2) 人事に関する計画

- ① 任期制等の多様な任用制度の検討を踏まえて、優秀な教員や一般職員を確保し、育成する仕組みを整備し、運用する。(再掲)
- ② 職員の努力や成果を適正に評価するシステムを構築し、運用する。(再掲)

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

吸収合併消滅法人である公立大学法人高知工科大学の第一期中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。